

福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026 年（令和 8 年）5 月 18 日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務の概要

(1) 業務名

福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務

(2) 業務内容

福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

2028 年（令和 10 年）4 月 1 日から 2031 年（令和 13 年）3 月 31 日まで

2 提案限度額

提案における委託費の上限は、1,206,600 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（内訳）	2028 年度（令和 10 年度）	402,200 千円
	2029 年度（令和 11 年度）	402,200 千円
	2030 年度（令和 12 年度）	402,200 千円

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。なお、グループで応募する場合は、グループを構成する全ての企業が(1)から(8)までを満たしたうえで、選別業務を実施する者が(9)を、再商品化業務を実施する者が(10)を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から協定締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有する者であること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」

という。) 第7条第5項第4号イからルまで、プラスチック資源循環法第33条第3項第4号イからへまでのいずれにも該当していない者であること。

(8) 受注業務を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するものとして、次の①から③までを全て満たすこと。ただし、大臣認定において、「経理的基礎を有する」と認められる見込みが客観的に説明できる場合は、この限りではない。

①直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が1割以上であり、債務超過の状態でないこと。

②直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価却費の額を加えて得た額の平均値が零を超えること。

③直前3年間法人税を滞納していないこと。

(9) 選別業務を実施する者においては、2021年度(令和3年度)以降、国又は地方公共団体の委託を受け、プラスチック使用製品廃棄物の選別を実施した実績を有すること。

(10) 再商品化業務を実施する者においては、2021年度(令和3年度)以降、国、地方公共団体又は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「指定法人」という。)の委託を受け、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化を実施した実績を有すること。

4 評価基準・評価項目

福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務に係るプロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に定めるところによる。

5 受注候補者の特定

実施要領の別表「評価基準・評価項目」に基づく評価をもとに、福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務事業者評価委員会の評価委員の評価が最も高い者を、市長が本業務の受注候補者として特定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当課

福山市 経済環境局 環境部 環境施設課

〒721-0956 広島県福山市箕沖町107番地7

電話：084-954-4866

E-mail：kankyou-shisetsu@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

内容	時期
公告	2026年(令和8年)5月18日(月)
実施要領等の配付期間	2026年(令和8年)5月18日(月)から 同年6月5日(金)午後5時まで
質問書の受付期間	2026年(令和8年)5月28日(木)午後5時まで
質問書に対する回答期限・ 回答方法	2026年(令和8年)6月1日(月) 本市ホームページに掲載する。
参加申込書の受付期間	2026年(令和8年)5月18日(月)から

	同年6月5日(金)午後5時まで
参加資格確認結果の通知	2026年(令和8年)6月9日(火)送付
企画提案書の受付期間	2026年(令和8年)6月9日(火)から 同年6月30日(火)午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2026年(令和8年)7月上旬(予定)
選定・非選定通知の送付	2026年(令和8年)7月中旬(予定)
協定書の締結	2026年(令和8年)7月中(予定)
大臣認定の申請	2027年(令和9年)6月末まで (大臣認定取得は、2027年〔令和9年〕9月頃を想定)
業務委託契約の締結	大臣認定取得から 2028年(令和10年)4月1日までの間(予定)

※「予定」と記載されている日程は、必要に応じて変更することがある。

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年(令和8年)5月18日(月)から同年6月5日(金)午後5時まで

イ 配付方法

本市ホームページに掲載する。

(4) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

2026年(令和8年)5月18日(月)から同年5月28日(木)午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書(様式9)により、「6(1)担当課」に電子メールで提出すること。メールの件名は「福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務質問書」とし、電子メール送信後、電話により電子メールの到着を確認すること。

ウ 回答

質問への回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに6月1日(月)午後5時までに適宜、掲載する。

(5) 参加申込書の作成等

ア 受付期間

2026年(令和8年)5月18日(月)から同年6月5日(金)午後5時まで

- ・持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで
- ・郵送の場合は、6月5日(金)午後5時必着

イ 提出場所

6(1)の担当課と同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送

- ・提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・郵送による提出の場合は「簡易書留」又は「特定記録」とする。

エ 提出書類及び部数

実施要領に定めるところによる。

7 協定の締結

- (1) 受注候補者の特定後、本市は、受注候補者との協定を締結し、仕様書や再商品化計画等について協議を行い、契約に向けた準備等を行う。
- (2) 本市が協定の目的を達成することができないと判断したときその他協定で定める解除事由に該当したときについては、協定を解除する。

8 契約の締結

本業務の契約は、本市が、協定の内容が満たされたことを確認したうえで、見積合せの上、契約を締結するものとする。

9 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の提案限度額を超えた参考見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

10 その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。